

(別紙)

## 不在者投票実施時の新型コロナウイルス感染症対策について

- 3つの密を避ける取組（選挙人や立会人等の間隔の確保、定期的な換気等）をお願いします。
- また、不在者投票管理者、立会人及び事務従事者は、マスク、手袋等の着用をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症の患者（以下「感染者」という。）が投票される場合には、以下のような対策をお願いします。

例：感染者との適切な距離の確保（難しい場合には、医療従事者と同様の装備の着用）  
感染者の投票とその他の入院（所）者の投票を、空間的又は時間的に分けて実施  
（同じ会場で時間帯を分けて実施する場合、感染者の前にその他の入院（所）者が投票）  
投票ごとに記載場所のテーブルや椅子等をアルコール消毒液等で消毒  
マスク及び手袋を着用させ投票用紙等への直接の接触を回避

- 新型コロナウイルス感染症に係る隔離措置等により、入院（所）者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の「自ら当該選挙の公職の候補者の氏名（略）を記載することができない選挙人」に該当すると認められる場合には、その申請に基づき、代理投票を行うことも考えられます。ただし、代理投票は、あくまで秘密投票の例外として、第三者に対して投票意思を表示する方法によらなければ選挙権が行使できない者のために認められた制度であることから、同条の要件に該当するか否かや宿泊療養者本人の意向につき十分に確認をお願いします。